

新居浜市・別子山村合併協議会
第6回会議

参 考 資 料

平成14年8月30日(金)
13時30分から15時30分
新居浜市庁舎6階 議員全員協議会室

新居浜市・別子山村合併協議会

参 考 資 料 目 次

参考資料 4 0	各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて -----	1
参考資料 4 1	各種事務事業（保健事業）の取扱いについて -----	5
参考資料 4 2	電気供給事業の取扱いについて -----	1 4
参考資料 4 3	消防業務の取扱いについて -----	1 6
参考資料 4 4	新市建設計画の取扱いについて	別冊

障害者福祉事業

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
1 福祉手当	1 障害児福祉手当 月額 14,610円 2 特別障害者手当 月額 26,860円	1 障害児福祉手当 月額 14,610円 2 特別障害者手当 月額 26,860円	同一(国の制度)	
2 心身障害者(児)福祉金	1 受給資格 本市に1年以上住所を有する身体障害者手帳・療育手帳所持者 2 手当の額 年額 3,000円 (ただし、15年度分については見直しの予定)	1年以上住所を有する心身障害者福祉基金の運用利子で対応 ・身障手帳 1・2級 年額8,000円 3級 年額7,000円 4級 年額6,000円 5・6級 年額5,000円 ・療育手帳重度者 年額8,000円	給付額の差異	合併時に新居浜市の制度に統一する。
3 難病患者見舞金	1 受給資格 厚生労働省指定の特定疾患及び心臓・腎臓の身体障害者手帳1級所持者 2 手当の額 年額 6,000円 (ただし、15年度分については見直しの予定)			合併時に新居浜市の制度を適用する。
4 障害児福祉手当	1 受給資格 在宅で、日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の重度心身障害児を介護している保護者 2 手当の額 月額 1,000円			合併時に新居浜市の制度を適用する。
5 難病患者等年末特別一時金	1 受給資格 心臓・腎臓の身体障害者手帳3・4級所持者等 2 手当の額 年額 3,000円 (ただし、15年度分については見直しの予定)			合併時に新居浜市の制度を適用する。
6 その他の心身障害者(児)援護施策	1 補装具の交付と修理 ア 品目 車椅子、安全杖、松葉杖、ストマ、義手、義足等	同左 実績なし	同一(国の制度)	
	2 日常生活用具の給付と貸与 ア 対象 在宅の重度身体障害者 イ 品目 特殊寝台、特殊マット、盲人用時計、点字図書、体位変換器等	同左 実績なし	同一(県の制度)	
	3 更生医療の給付 身体障害者の更生を促進するため、必要とする医療の給付を行う。	同左 12～13年度実績なし	同一(国の制度)	
	4 重度身体障害者住宅整備事業 重度の障害者(児)の属する世帯に対し、台所・浴室・便所・洗面所等の住宅設備の改善の費用を助成する。(所得制限あり)	同左 12～13年度実績なし	同一(県の制度)	

障害者福祉事業

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
6 その他の心身障害(児)援護施策	5 身体障害者自動車運転免許取得費補助 身体障害者が自動車運転免許を取得するための教習を受ける場合、取得費用の一部を助成する。	同左 12～13年度実績なし	同一(県の制度)	
	6 身体障害者自動車改造助成 重度の肢体障害があり、通勤等のため、自分で自動車を運転する者に対し、改造に要した費用を助成する。 (所得制限あり)	同左 12～13年度実績なし	同一(県の制度)	
	7 身体障害者更生訓練費支給 身体障害者更生援護施設に入所している者のために必要な費用を支給する。	同左 12～13年度実績なし	同一(国の制度)	
	8 在宅心身障害者短期入所事業 身体障害者更生施設で重度身体障害者を一時的に保護する。	同左 12～13年度実績なし	同一(国の制度)	
	9 心身障害者扶養共済制度の加入促進	同左 12～13年度実績なし	同一(県の制度)	
	10 身体障害者有料道路通行料金割引証の交付	同左 実績なし	同一(全国共通)	
	11 自動車税・自動車取得税減免申請のための生計同一又は常時介護証明	同左 実績なし	同一(国の制度)	
	12 放送受信料免除又は半額免除のための証明	同左 実績1件	同一(全国共通)	
	13 新居浜市中心身障害者福祉センター 身辺自立の心身障害者(児)に対し、作業訓練、生活訓練等を行う。			現行のとおりとする。
	14 身体障害者就職支度金支給 身体障害者更生援護施設に入所している者のうち就職等により自立する者に対して支給する。	同左 12～13年度実績なし	同一(国の制度)	
	15 ホームヘルプサービス事業 ア 対象者 重度の心身障害者のため独立して日常生活を営むのに支障がある心身障害者や心身障害児を抱えている家庭 イ 内容 身体の介護、家事、相談及び助言 ウ 利用者負担 1時間あたり250～950円	同左 12～13年度実績なし	同一(国の制度)	

障害者福祉事業

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
6 その他の心身障害(児)援護施策	16 重度心身障害者(児)タクシー助成事業 ア 対象者 身体障害者手帳1・2級療育手帳A級 イ タクシー券 一人年間250円×24枚の割引チケット交付			合併時に新居浜市の制度を適用する。
	17 身体障害者デイサービス事業 身体障害者手帳の交付を受けた者を対象に市内2ヶ所 で実施。	施設なし		合併時に新居浜市の制度を適用する。
	18 重度心身障害者(児)医療費助成制度 重度心身障害者(児)が必要とした医療のうち保険給付対象医療の自己負担分を公費で負担する。	該当者なし	同一(県の制度)	
	19 ガイドヘルパー派遣事業 重度の視覚障害者で外出に支障のある付き添いがいない者に対し、派遣する。			合併時に新居浜市の制度を適用する。
	20 身体障害者更生援護施設等への入所	身体障害者更生援護施設等への入所	同一(国の制度)	
	21 知的障害者更生援護施設等への入所・通所	知的障害者更生援護施設等への入所・通所	同一(国の制度)	
	22 手話通訳者・要約筆記者の派遣事業 身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者等で必要とする者に通訳者・筆記者を派遣する。			合併時に新居浜市の制度を適用する。
	23 声の市政だより、点字の市政だよりの発行事業 視覚障害者への広報活動として、テープに録音した声の市政だよりと重点記事を点訳した点字の市政だよりを発行。			合併時に新居浜市の制度を適用する。
	24 福祉電話等の貸与 外出がきわめて困難な障害者に貸与し、緊急連絡とコミュニケーションを図る。			合併時に新居浜市の制度を適用する。
	25 障害者生活支援事業 障害者が地域社会で生活していくために福祉サービスの利用援助や申請手続きの代行、介護の相談等を行う。			合併時に新居浜市の制度を適用する。
26 小規模作業所			現行どおりとする。	

障害者福祉事業

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
6 その他の心身障害（児）援護施策	27 精神障害者ホームヘルプ事業			合併時に新居浜市の制度を適用する。
	28 精神障害者ショートステイ			合併時に新居浜市の制度を適用する。
	29 精神障害者グループホーム			合併時に新居浜市の制度を適用する。
7 知的障害者更生施設の整備の状況	(1)名 称 新居浜市立くすのき園 (2)所在地 新居浜市秋生1834-1 (3)敷地面積 7,465.96.㎡ (4)構 造 鉄筋コンクリート造2階建て (5)建物面積 2,017.98㎡ (6)職員数 園長1名 副園長1名 係長3名 指導員20名 保育士4名 看護師2名 栄養士1名 調理員6名 用務員3名 夜間補助指導員6名 計 47名 (7)入所者数 男子34名(内重度27名) 女子26名(内重度19名) 計 60名 H.14.2.1現 (8)出身地別 新居浜市55名、西条市1名、 伊予市1名、伊予三島市1名、 宇摩郡土居町1名、周桑郡小松町1名			現行どおりとする。

保健事業

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
1 施設整備の状況	名称 保健センター〔健康推進課〕 所在地 庄内町四丁目7番17号 敷地面積 821.87㎡ 規模 鉄筋コンクリート3階建て 職員数 健康推進課長(所長兼務) 1名 副課長 1名 係長 4名 保健師 12名 栄養士 1名 臨時・非常勤 6名 計 25名	施設なし (福祉センターにて保健事業実施) (保健師1名)		
2 救急医療体制	在宅当番医制運営事業 項目 内 容 診療科目 外科、産婦人科 診療日 日曜・祝日・12月31日・1月1日～3日 受付時間 午前9時から午後5時 診療場所 各医療機関 開設年月 昭和45年11月(外科)昭和41年4月(産婦人科) 診療体制 医師(医師会会員の医療機関による輪番制で実施) 委託料 年額4,377,000(県補助 2/3)	在宅当番医制 項目 内 容 診療科目 内科、小児科 その他 診療日 日曜・祝日、1月1日～3日 受付時間 午前9時から午後5時 診療場所 各医療機関 開設年月 昭和52年4月 診療体制 医師(医師会会員の医療機関による輪番制で実施) 委託料 年額4,044,000(県補助 2/3)		合併時に新居浜市の制度に統一する。
	休日夜間急患診療運営事業 休日診療 項目 診療内容等 診療科目 内科・小児科 診察日 日曜・祝日・12月31日・1月1日～1月3日 受付時間 午前9時から午後5時 診療場所 新居浜市医師会内科・小児科急患センター 開設年月 昭和49年3月 夜間診療 項目 診療内容等 診療科目 内科・小児科 診療日 月～土曜(日曜・祝日・1月1日～3日休診) 受付時間 午後8時から午後11時 診療場所 新居浜市医師会内科・小児科急患センター 開設年月 平成4年2月 委託料 28,724,000円	夜間急患診療 項目 診療内容等 診療科目 内科・小児科 診療日 月～土曜(日曜・祝日1月1日～3日・8月15・16日休診) 受付時間 午後8時30分から午後11時30分 診療場所 宇摩地区急患医療センター(伊予三島市) 開設年月 平成50年4月 委託料 平日4万円 土曜日5万円		合併時に新居浜市の制度に統一する。

保健事業

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
3 大島診療所	<p>診療内容 項目 診療内容等 診療科目 内科・小児科・外科 診療日 毎週火曜日・・・内科 小児科 毎週金曜日・・・外科 受付時間 午後2時～午後4時 診療場所 大島診療所 開設年月 昭和63年4月 維持管理 年額 2,167,000円（補助金含）</p>			現行どおりとする。
4 無医村対策		別子山村における通院福祉バスの運行(月1回)	無医村地区の解消	別子山村の地域医療体制の整備については医師会等との調整に努めるものとする。
5 精神障害者の医療保護入院	精神障害者の医療保護入院に際して、保護義務者や扶養義務者のいないときは市長が入院同意をする。	精神障害者の医療保護入院に際して、保護義務者や扶養義務者のいないときは村長が入院同意をする。	同一	
6 基本健康診査(個別)(休日健診・一日人間ドック受診者は除く)	<p>対象者 40歳以上 時 期 8/1から10/31 方 法 申し込み不要、健康手帳必要 実施場所 市内委託医療機関にて実施 周知方法 けんしんカレンダー及び市広報で周知 委託料 8,981円 個人徴収金 1,200円 老人医療受給者、生活保護・市民税非課税世帯は免除 結 果 委託医療機関にて 肝炎ウイルス検診 対象者 40・45・50・55・60・65・70歳 委託料 4,000円 個人徴収金 500円</p>			合併時に新居浜市の制度を適用する。

保健事業

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
7 集団検診 基本健康診査及びがん検診 (胃・肺・結核・大腸・子宮頸部) (基本健康診査(個別)・一日人間ドック受診者は除く)	対象者 40歳以上 時 期 7月の日曜日(1日のみ) 方 法 予約制 けんしんカレンダー及び市広報で周知 委託料 基本...6,720円 がん検診に準ずる 個人徴収金 基本...900円 がん検診に準ずる 場 所 保健センター 結 果 全員に結果送付	対 象 40歳以上 時 期 平日年1回 方 法 予約制 委託料 基本...6,645円 医師...70,000円 個人徴収金 なし 場 所 福祉センター、村役場 結 果 全員に結果送付	負担金の差異	合併時に新居浜市の制度に統一する。(時期については別子山村は平日とする。)
8 一日人間ドック(休日健診・基本健康診査受診者は除く)	対象者 35歳と40歳以上 時 期 4月から翌年3月までの月・土曜日 内 容 基本健康診査内容、大腸がん 胃・胸部レントゲン、肺機能検査 腹部超音波、心電図、眼底検査、 視力・聴力検査等 方 法 予約制(1日10人) 周知方法 けんしんカレンダー及び市広報で周知 委託料 28,000円 個人徴収金 7,000円 場 所 新居浜市庁舎(保健センター3階) 結 果 健診医師が指導			合併時に新居浜市の制度を適用する。
9 がん検診(胃・子宮頸部・肺・乳)	対 象 40歳以上(胃・肺) 30歳以上女性(子宮・乳) 方 法 けんしんカレンダー及び市広報で周知 場 所 保健センター及び公民館 委託料 胃...4,100円 肺...読影505円、 喀痰2,572円 子宮...3,470円、 乳...915円 個人徴収金 胃...900円 肺...200円、 喀痰500円 子宮...600円、 乳...300円 結 果 1ヵ月以内に有所見者に通知	対 象 40歳以上(胃がん・肺がん) 50歳以上男性 前立腺がん 18歳以上 結核 場 所 福祉センター、村役場 委託料 胃...4,100円 肺...読影503円、 前立腺がん...2,100円 個人徴収金 無料	負担金の差異	合併時に新居浜市の制度に統一する。
		個別宇摩管内医療機関委託(10月から12月) 子宮ガン・乳がん30歳以上女性 委託料 乳・子宮頸部がん...6,674円 子宮体部がん...9,614円		合併時に新居浜市の制度に統一する。 (宇摩管内医療機関委託は廃止)

保健事業

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
10 大腸がん検診	<p>対象者 40歳以上 時 期 8/1から10/31 方 法 申し込み不要、健康手帳必要 実施場所 市内委託医療機関で実施 検査内容 便潜血検査2日法 委託料 1,562円 個人徴収金 500円 老人医療受給者、 生活保護・市民税非課税世帯は免除 結 果 委託医療機関で指導</p>	<p>7の集団検診時に実施 対象者 40歳以上 実施場所 福祉センター 委託料 1,570円 個人徴収金 無料</p>	負担金の差異	合併時に新居浜市の制度に統一する。
11 健康相談	<p>対象者 40歳以上 場 所 保健センター、公民館、自治会館、老人福祉センター、総合福祉センター 内 容 医師、保健師による健康相談 栄養士による栄養相談 血圧測定、検尿、体脂肪測定 予定回数 年300回程度 基本健診後要指導者には通知し実施 住民の要望で実施することもある</p>	<p>対象者 40歳以上 場 所 福祉センター 内 容 保健師による健康相談 予定回数 年12回 電話相談随時</p>		現行どおりとする。
12 健康手帳	<p>対象者 40歳以上 発行場所 保健センター、公民館、市役所、川東・上部支所</p>			合併時に新居浜市の制度を適用する。 (新居浜市の健康手帳を配布)
13 健康教育	<p>対象者 40歳以上 場 所 保健センター、公民館、自治会館、老人福祉センター、総合福祉センター 内 容 集団健康教育 病態別、骨粗しょう症、高齢者 個別健康教育 耐糖能異常(糖尿病予防)、高脂血症 介護家族健康教育 出前講座 住民の要望にて実施</p>	<p>対象者 40歳以上 場 所 福祉センター 内 容 歯の健康教室(年2回) 歯科衛生士謝礼38,000円 生活習慣病予防健康講座(年2回) 高齢者健康教室(年6回)</p>		合併時に新居浜市の制度に統一する。(事業内容については、地域性を考慮して調整する。)

保健事業

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
14 在宅歯科訪問診療	<p>対象者 65歳以上の寝たきり等で歯科医院への通院困難者</p> <p>場 所 対象者の自宅</p> <p>内 容 歯科診療 希望者は申し込みをし事前調査後診療可能な人に歯科医が訪問治療する</p> <p>歯科相談 歯科衛生士（非常勤）による訪問口腔衛生指導</p> <p>委託料 歯科医師 1回 18,327円 補助者 1回 4,683円 個人徴収金 医療保険（老人医療）適用 予 定 年150回程度 （1人の治療回数6回程度） 申請窓口 保健センター</p>			合併時に新居浜市の制度を適用する
15 訪問指導	<p>対象者 老人保健法19条に基づき、保健指導が必要な者及びその家族</p> <p>内 容 初回訪問は保健師が行い、訪問計画を立てて専任の看護師（非常勤）に引き継ぎ訪問</p> <p>把握方法 健康診査の結果、介護福祉課等関係機関よりの連絡</p> <p>個人徴収金 なし</p>	保健師1名が、家庭を随時訪問し、老人等その家族に対し保健指導を実施。		合併時に新居浜市の制度に統一する。
16 結核レントゲン検診	<p>対 象 18歳以上の市民</p> <p>期 間 4月から翌年3月</p> <p>実施場所 公民館、老人福祉センター 保健センター</p> <p>個人徴収金 なし</p> <p>方 法 申し込み不要 市広報にて周知</p> <p>結 果 異常者のみ通知</p>			合併時に新居浜市の制度に統一する。

保健事業

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
17 女性健康診査 (個別)	<p>対象者 18歳から39歳までの女性 時 期 6/1から7/31 方 法 申し込み不要 市内委託医療機関にて実施 けんしんカレンダー及び市広報で周知 検診内容 血圧測定、検尿、中性脂肪、肝機能、腎機能、貧血検査等 委託料 5,028円 個人徴収金 600円 市民税非課税世帯は免除 結 果 委託医療機関にて指導</p>			合併時に新居浜市の制度を適用する。
18 骨粗しょう症 検診	<p>対象者 20歳以上の女性 方 法 予約制 けんしんカレンダー及び市広報で周知 内 容 超音波によるかかとの骨密度測定 委託料 1,715円 個人徴収金 400円 場 所 保健センター 結 果 後日全員に通知</p>	<p>対象者 30歳以上の女性 方 法 予約制 広報無線で周知 内 容 超音波によるかかとの骨密度測定 委託料 2,100円 個人徴収金 無料 場 所 福祉センター 結 果 後日全員に通知</p>		合併時に新居浜市の制度に統一する。
19 食生活改善推進員教育事業 (ボランティア講座)	<p>対象者 市民 方 法 市広報にて希望者募集 栄養や生活習慣病予防について学ぶ 募集人員 30人程度 場 所 保健センター 個人徴収金 なし 卒業後食生活改善協議会に入会し、活動することが目的</p>			合併時に新居浜市の制度を適用する。
20 食生活改善地区組織活動事業	<p>対象者 市民 内 容 親と子の料理教室 小学高学年生に料理への関心を促す。各小学校PTAに協力依頼 食生活改善推進協議会支援 個人徴収金 なし</p>			合併時に新居浜市の制度を適用する。
21 健康都市づくり推進員育成事業	<p>対象者 市民 目 的 行政と地域を結ぶ健康づくりの地域リーダーとして活躍できる人の育成及び健康づくりについて啓発 健康都市づくり推進員として委嘱 任 期 2年間</p>			合併時に新居浜市の制度を適用する。

保健事業

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
22 乳児相談	4か月児健康相談 回数 月2回 年24回 場所 保健センター 案内 対象児に通知 10か月児健康相談 回数 月2回 年24回 場所 保健センター 案内 対象児に通知	乳幼児健康相談 回数 年3回 場所 保育園 その他 電話相談随時		現行どおりとする。
23 幼児健診	1歳6か月児健康診査 回数 月1回 年12回 場所 保健センター 案内 対象児に通知 内容 内科・歯科健診・計測他 3歳児健康診査 回数 月1回 年12回 場所 保健センター 案内 対象児に通知 内容 内科・歯科健診・計測・尿検査他	個別医療機関委託 妊婦健康診査、乳児健康診査 個別医療機関委託（指定医療機関） 1歳6ヶ月健康診査、3歳児健康診査		合併時に新居浜市の制度に統一する。
24 母子健康手帳 交付	交付場所 保健センター・市役所市民課 上部支所・川東支所 同時交付書類 妊婦一般健康診査受診票 乳児一般健康診査受診票	交付場所 役場 同時交付書類 妊婦一般健康診査受診票 乳児一般健康診査受診票	同一	
25 ハハママ教室	回数 年5コース（1コースは3日） 対象者 主に初妊婦 内容 保健師・栄養士による保健指導及び調理と沐浴実習 先輩ママとの交流会他			合併時に新居浜市の制度を適用する。
26 2歳児アンケート	郵送回数 月1回 年12回 対象者 2歳0か月児 内容 往復はがきを用いた発育発達の状況調査			合併時に新居浜市の制度を適用する。
27 経過観察児 フォローアップ 教室 (にこにこクラブ)	回数 月1回 場所 保健センター 対象者 1歳6か月児健康診査等の経過観察児 内容 遊びを通じて発達援助の場を設ける ケース検討会を年3回開催			合併時に新居浜市の制度を適用する。

保健事業

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
28 離乳食講習会	回数 年3回 場所 保健センター 対象者 生後5か月までの児を持つ家族及び妊婦 内容 栄養士による離乳食の進め方について講義と調理実習			合併時に新居浜市の制度を適用する。
29 新生児訪問	回数 週4日 1日4家庭程度 内容 専任看護師（非常勤）による家庭訪問	保健師1名が、家庭を随時訪問		現行どおりとする。
30 予防接種 （集団接種） （1）急性灰白髄炎 （2）ツ反・BCG	予防接種・結核予防法に基づく 実施場所 保健センター・各公民館13会場 実施月 5月・10月 委託料 35,331円×60回給 2,120,000円 実施場所 保健センター 実施月 おおむね月1回 委託料 35,331円×60回給 2,120,000円	実施場所 最寄の小児科へタクシー無料送迎 種 別 ツ反、BCG、ポリオ生ワクチン 委託料 ツ反 4,000円 BCG 6,000円 ポリオ生ワクチン 4,000円 実施回数ツ反、BCG 小中学生 年1回 乳児生後3ヶ月 ポリオ生ワクチン 年2回		合併時に新居浜市の制度に統一する。
31 予防接種 （個別接種） （1）三種混合 （2）日本脳炎 （3）麻疹 （4）風疹 （5）高齢者インフルエンザ	予防接種法・結核予防法に基づく 実施場所 47委託医療機関 生後3か月頃、予防接種手帳を送付 （無料接種券配布 ただし、インフルエンザは除く。また、生活保護世帯のインフルエンザは免除） 委託料 三種混合（期）3,026円 "（期）3,110円 日本脳炎（幼児）3,805円 （児童・生徒）3,110円 麻疹 5,001円 風疹（幼児）3,805円 （生徒）3,110円 インフルエンザ（高齢者）3,700円 個人徴収金 インフルエンザ 1,000円	個別医療機関委託		合併時に新居浜市の制度に統一する。
32 救急医療対策協議会	新居浜市救急医療対策協議会 休日・夜間の急病患者の医療を確保し、救急医療体制の確立を図る。	宇摩地区救急医療対策協議会 休日・夜間の急病患者の医療を確保し、救急医療体制の確立を図る。	所属する協議会が違う	宇摩地区救急医療対策協議会を脱会する。
33 新居浜市保健センター運営委員会	保健センター設置及び事業の円滑な推進の協議を図る。			合併時に新居浜市の制度を適用する。

保健事業

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
34 新居浜市健康都市づくり推進委員会	市民の健康を守る都市づくりに関する事業の調査研究及び推進を図る。			合併時に新居浜市の制度を適用する。
35 健康都市づくり推進協議会	新居浜市健康づくり推進協議会 市民の健康増進に努めるための、健康都市づくりを市民的課題とし推進を図る。			合併時に新居浜市の制度を適用する。
36 新居浜市在宅歯科訪問診療連絡協議会	在宅歯科訪問診療事業の円滑な推進を図る。			合併時に新居浜市の制度を適用する。
37 新居浜市母子保健連絡協議会	子どもが健やかに生まれ育つ社会の実現に向け、母子保健福祉行政を推進する。			合併時に新居浜市の制度を適用する。
38 新居浜市経過観察児フォローアップ事業ケース検討委員会	幼児健診等において、経過観察を必要とするケース等を対象に発達援助の場を設け、必要な指導及び助言を行う。			合併時に新居浜市の制度を適用する。
39 予防接種健康被害調査連絡協議会	感染症予防対策として実施する予防接種業務の円滑実施を図る。（新居浜市予防接種健康被害調査連絡協議会）	感染症予防対策として実施する予防接種業務の円滑実施を図る。（別子山村接種健康被害調査連絡協議会）	所属する協議会が違う	合併時に新居浜市に統合する。

参 考 資 料 4 2

別子山村の電気供給事業の現状等について

1 事業主体

宇摩郡別子山村甲 2 2 8 番地

愛媛県宇摩郡別子山村森林組合

出資金 1 2 , 2 2 5 千円 (村が 3 , 6 0 0 千円を出資)

職員数 電気部門 4 人、燃料部門 1 人、事務 2 人

2 施設の概要

(1) 電気工作物

(ア) 発電設備

小美野発電所 (1 0 0 0 k w)

所在地 宇摩郡別子山村小美野

	最 大	常 時
出 力	1 , 0 0 0 K w	2 0 0 K w
使用水量	1 . 3 2 ? /s	0 . 3 7 0 ? /s
落 差	9 6 . 9 m	9 9 . 5 m

発電開始 昭和 3 4 年 1 0 月 1 日

そ の 他 発電用水の取水は、銅山川本流床鍋地点の愛媛県設置の貯砂ダムを利用して取水し、途中 5 力所の溪流からの取水を合わせて水槽に導き、発電後銅山川に環流している。

別子山発電所 (7 1 k w)

所在地 宇摩郡別子山村瀬場

	最 大	常 時
出 力	7 1 K w	3 6 K w
使用水量	0 . 0 9 7 4 ? /s	0 . 0 4 8 3 ? /s
落 差	1 0 3 m	1 0 7 . 2 m

発電開始 昭和 3 0 年 1 月 2 1 日

そ の 他 発電用水の取水は、銅山川小支瀬場谷の水利を利用、別子山村で最初に建設された発電所である。

両発電所の発生電力は村内一円に配電し、点灯需要及び製材等の動力需要に供給している。

また、深夜及び豊水期の余剰電力は、住友共電(株)に売電して利用率を高めるとともに、系統連携による電源の信頼性向上を図っている。

(イ) 送電線設備 (2 万ボルト、線路巨長約 9 k m)

- (ウ) 配電線設備 (3千ボルト、線路亘長約19km)
- (2) 水路工作物
 - 取水口～水車を含め放水口 (導水路亘長 小美野約3km、別子山580m)
- (3) 一般需要家 引込設備 (戸数名義315戸、線路亘長約10km)
 - 屋内設備 (勘案による平日負荷約270kwh、深夜約70kwh)

3 主事業

- (1) 組合員 (需要家) への電力供給
- (2) 余剰電力売電
- (3) 一般屋内配線工事
- (4) 送配電線工事 (移転補償費による)

4 別子山村の電気供給事業等の経緯

- | | |
|----------|--|
| 昭和16年頃まで | 別子山村地区は無灯火 (一部筏津地区の鉱山関係者のみ住友鉱山関係から電気供給されていたと思われる) |
| 昭和17年 | 鉱山から全村に配電される |
| 昭和27年 4月 | 別子山 (瀬場) 発電所建設計画 |
| ” 6月 | 水利使用許可を得る |
| 昭和27年12月 | 別子山村土地改良区設立 (発電の事業主体とするため) |
| 昭和29年 1月 | 別子山 (瀬場) 発電所 一部発電開始 |
| 昭和30年 1月 | 別子山 (瀬場) 発電所 71Kwで発電開始 |
| 昭和32年12月 | 別子山村森林組合を設立、事業主体を別子山村土地改良区から移管し、小美野 (最大出力1000Kw) 及び保土野 (最大出力30Kw) の両発電所建設を計画 |
| 昭和33年 3月 | 小美野及び保土野発電所建設工事着手 |
| 昭和34年10月 | 小美野発電所発電開始 |
| 昭和37年 | 保土野発電所開始 |
| 昭和46年 6月 | 保土野発電所休転 |
| 昭和51年 9月 | 保土野発電所台風16号及び17号により施設損壊する |
| 昭和56年 3月 | 保土野発電所廃止 (昭和56年3月30日以降)
現在に至る |

消防業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
1 組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部 <ul style="list-style-type: none"> 総務警防課 予防課 消防課 川東分署 消防課 ・北消防署 ・南消防署 	宇摩地区広域市町村圏組合消防本部		別子山村区域内の消防業務のうち災害対応については、合併時までに、宇摩地区広域市町村圏組合と事務の委託について協議を行うものとする。
2 消防署	消防署所数 3	宇摩地区広域市町村圏組合消防本部の嶺南分遣所が対応		
3 人員	<ul style="list-style-type: none"> ・警防要員 56人 (H14.4.1現在) ・通信員 7人 ・司令長等 18人 ・救急隊員 9人 ・予防要員 12人 ・庶務等の職員 14人 	<ul style="list-style-type: none"> ・嶺南分遣所 9人(所長を含む) ・宇摩広域組合消防本部から応援 2人 		
4 火災発生件数	出火件数 (平成13年) 建物 39件 林野 1件 車両 2件 その他 3件	出火件数 0件(平成13年)		
5 救急・救助	救急出場件数 (平成13年) ・火災9 水難2 交通事故737 労働災害36 運動競技18 一般負傷461 加害38 自損行為38 急病2,286 その他343	救急出場件数 (平成13年) ・一般負傷6 急病7		
6 消防車両等	<ul style="list-style-type: none"> ・消防ポンプ自動車 7台 <消防団> ・はしご自動車 2台 消防ポンプ自動車 23台 ・化学消防車 2台 積載車 23台 ・救急自動車 5台 小型動力ポンプ 20台 ・救助工作車 2台 計 18台 ・広報自動車等 11台 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防ポンプ自動車 1台 <消防団> ・救急自動車 1台 積載車 4台 ・消防搬送車 1台 小型動力ポンプ 8台 		
7 消防水利施設	消防水利施設 (H14.4.1現在) ・消火栓 2,113 ・防火水槽 402 ・その他 148 ・住友関係企業構内 959	消防水利施設 (H14.4.1現在) ・防火水槽 7 ・その他 1		

消防業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
8 防火対象物	政令防火対象物 (H14.4.1現在) ・政令第1条対象物 857 ・政令第6条対象物 3,069 立入検査実施数 (H13年実績) ・政令対象物 1,100 ・一般対象物 368	政令防火対象物 (H14.4.1現在) ・政令第1条対象物 3 ・政令第6条対象物 19		/
9 危険物関係	危険物製造所等設置許可数 (H14.3.31現在) ・製造所 42 ・貯蔵所 946 ・取扱所 330 危険物関係事務処理 担当課：予防課 ・手数料の徴収を要する申請等 569件 (H13年度) ・手数料の徴収を要しない申請等 432件 (H13年度)	危険物製造所等設置許可数 (H14.3.31現在) ・貯蔵所 1 ・取扱所 1		事務処理は合併時に新居浜市の制度に統一する。
10 石油コンビナート等	第1種事業所 5 (H14.4.1現在) 第2種事業所 4			/
11 火薬類の消費認可	消防本部総務警防課にて事務処理	別子山村総務課にて事務処理 3件 (H13年実績)		合併時に新居浜市の制度に統一する。
12 建築同意	建築同意件数 395 (H13年実績)	建築同意件数 なし (H13年実績)		合併時に新居浜市の制度に統一する。
13 消防通信施設等	・消防緊急通信指令施設 ・災害情報伝達装置 (CATVインフォ新居浜システムを活用) ・有線ロボット気象計 ・衛星系防災行政無線装置 ・広域災害、救急医療情報システム ・消防無線機 (1)基地局 1 (無線機 5) (2)陸上移動局 車載 74 (内消防団 46) 携帯 24 (内消防団 0) 可搬 1 (内消防団 1)	・衛星系防災行政無線装置 ・消防無線機 (1)基地局 1 (2)陸上移動局 車載 3 (嶺南分遣所) 携帯 4 (嶺南分遣所)	宇摩地区広域事務組合との通信指令システムや消防無線の整合性。	当面、現行どおりとする。ただし、消防緊急通信指令施設及び無線中継局等通信施設の整備については、新市建設計画に基づき計画的に実施する。
14 消防団詰所及び車庫	16分団 23カ所	3分団 4カ所		当面、現行どおりとする。ただし、消防団詰所の整備については、新市建設計画に基づき計画的に実施する。

消防業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
15 防火団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・新居浜市危険物安全協会（会員数191事業所） ・新居浜市防火管理協会（会員数394事業所） ・新居浜市幼少年婦人防火委員会 ・新居浜市幼少年消防クラブ運営協議会 ・新居浜市幼年消防クラブ（保育園幼稚園33クラブ） ・新居浜市少年消防クラブ（小学校等13クラブ） ・新居浜市婦人防火クラブ運営協議会 ・新居浜市婦人防火クラブ（12クラブ） ・新居浜市消友会（会員数141名） ・新居浜市消防連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・別子婦人防火クラブ ・宇摩地区消防連絡協議会 		合併時に新居浜市の制度に統一する。